

## 第2 議会の審議に関する調

### 1 本会議の回数・会期日数（表43～44）

定例会の年間開催回数は「4回」が939町村（90.2%）と最も多く、次いで「3回」の36町村（3.5%）、「2回」の18町村（1.7%）、「1回」の35町村（3.4%）、「5回以上」の13町村（1.2%）という順であり、1議会あたりの定例会平均開催回数は、3.8回である。

また、臨時会の年間開催回数は、「2回」が235町村と最も多く、次いで「3回」の234町村、「5回以上」の229町村、「4回」の182町村、「1回」の130町村という順であり、1議会あたりの臨時会平均開催回数は3.2回である。（表43）

次に、定例会の会期日数（1議会あたり平均）は、38.9日であり、そのうち本会議日数は18.6日である。臨時会の会期日数（1議会あたり平均）は、5.0日であり、そのうち本会議日数は3.5日である。

定例会と臨時会をあわせた合計会期日数は、43.9日であり、本会議日数は22.1日である。（表44）

なお、定例会「5回以上」開催の町村があるのは、調査期間中（平成17年7月1日～平成18年6月30日）に開催された定例会の回数をカウントしており、例えば6月定例会を7月に開催した場合も含めているからである。

表43 本会議の回数

本会議種別							(単位:団体)	
	0回	1回	2回	3回	4回	5回以上	延回数(回)	1議会あたり平均回数(回)
定例会	0	35	18	36	939	13	4,000	3.8
臨時会	0	130	235	234	182	229	3,371	3.2
合計							7,371	7.1

表44 本会議の会期日数(1議会あたりの平均)

本会議種別	(単位:日)		
	会期日数	本会議日数	休会日数
定例会	38.9	18.6	20.3
臨時会	5.0	3.5	1.5
合計	43.9	22.1	21.8

## 2 議員請求による臨時会（表 45）

法第 101 条第 3 項による議員定数の 4 分の 1 以上の者からの請求による臨時会の該当があったのは 86 町村である。

また、開催回数（延）は 118 回であり、臨時会の開催回数（延）は 3,371 回であるので（表 43）、ほとんどが長による臨時会招集である。

表45 議員請求による臨時会

種別	該当町村数 (団体)	回数 (回)
議員請求による臨時会	86	118

## 3 一般傍聴者数（表 46）

調査期間中における本会議の延べ傍聴者数は、69,870 人であり、これを 1 会議あたりの平均傍聴者数で見ると 9.5 人、1 町村あたりの平均傍聴者数は 67.1 人である。

定例会・臨時会別では、定例会の 1 会議あたりの平均傍聴者数は 16.3 人、1 町村あたりの平均傍聴者数は 62.6 人、臨時会では 1 会議あたりの平均傍聴者数は 1.4 人、1 町村あたりの平均傍聴者数は 4.6 人である。

表46 一般傍聴者数

(単位:人)

本会議種別	傍聴者総数(延)	1会議あたりの 平均傍聴者数	1町村あたりの 平均傍聴者数
定例会	65,207	16.3	62.6
臨時会	4,663	1.4	4.6
合計	69,870	9.5	67.1

(注) 1 会議あたりの平均傍聴者数の合計欄は、傍聴者総数を定例会・臨時会の延回数で除したものである。

## 4 議員への議案等の配布（表 47）

議員への議案等の配布状況を見ると、「招集日前に配布」が 965 町村（92.7%）と圧倒的に多い。

また、議員へ議案以外の説明資料などの会議資料を配布しているかどうかについては、「配布している」が 999 町村（96.0%）と圧倒的に多い。

表47 議案等の配布

(単位:団体)

議案の配布	招集日前に配布	招集日に配布
	965	76
会議資料の配布	配布している	配布していない
	999	42

## 5 質問・質疑の状況(表48~50)

調査期間中、一度でも議員が一般質問を行ったのは1,036町村(99.5%)であり、その平均延人数は26.2人である。

緊急質問については、定例会において、22町村(2.1%)で該当があり、平均延人数は1.8人、臨時会では10町村(1.0%)、その平均延人数は2.0人である。(表48)

これらの質問を行う際、執行機関側と向かい合うようないわゆる「対面式」で議員の発言台を設置し、質問を行っているのは746町村(71.7%)である。

また、回数制限がなく、何度でも質問ができる「一問一答方式」で行っているのは、521町村(50.0%)である。さらに、質問について、時間による一定の制限をしているのが592町村、回数を制限しているのは638町村である。(表49)

次に、質疑については、同様に「対面式」で行っているのは、769町村(73.9%)、「一問一答方式」で行っているのは、382町村(36.8%)である。さらに、質疑を行う際に、時間による一定の制限をしているのが149町村、回数を制限しているのは811町村である。(表50)

表48 一般質問・緊急質問

(単位:人)

本会議の区分	一般質問		緊急質問	
	該当町村数 (団体)	平均延人数	該当町村数 (団体)	平均延人数
定例会	1,036	26.2	22	1.8
臨時会			10	2.0
合計	1,036	26.2	32	3.8

注1) 本表は、該当する町村の平均を記載。

注2) 平均延人数は、一般質問及び緊急質問をした者(会派代表者質問も含む。)の総人数を該当町村数で除したものである。

表49 質問

(単位:団体)

項目	形態・方式等	採用している		採用していない
質問	対面式	746		295
	一問一答方式	521		520
	制限	970		71
		時間制限	回数制限	
	592	638		

表50 質疑

(単位:団体)

項目	形態・方式等	採用している		採用していない
質疑	対面式	769		272
	一問一答方式	382		659
	制限	878		163
		時間制限	回数制限	
	149	811		

## 6 付議事件の件数・審議方法・審議結果(表51~54)

調査期間中における全国の町村議会の付議事件数は、119,094件である。(ただし、選挙、請願・陳情を除く。これらは別表で分類。)

これを定例会・臨時会別、提出者別でみると、まず定例会では「町村長提出」が93,542件であり、「議員提出」は9,045件である。臨時会では「町村長提出」が14,903件であり、「議員提出」は1,604件である。

付議事件の総件数119,094件を種別でみると、「条例」が34,497件(29.0%)と最も多く、次いで、「予算」の30,367件(25.5%)、「その他」の29,874件(25.1%)、「専決処分」の10,050件(8.4%)、「決算」の7,717件(6.5%)、「意見書」の5,193件(4.4%)などの順となっている。(表51)

さらに、これを1議会あたりの平均にした場合、1議会あたりの付議事件の件数は114.4件である。(表52)

次に、付議事件の審議方法では、総件数119,094件のうち、「本会議即決」は87,872件(73.8%)と最も多く、次いで、「常任委員会付託」の22,389件(18.8%)、「特別委員会付託」8,762件(7.4%)、「議会運営委員会付託」71件(0.1%)の順である。(表53)

審議結果では、総件数 119,094 件のうち、ほとんどが「原案可決・承認・同意」の 117,796 件（98.9%）であり、「否決・不承認・不同意」は 589 件（0.5%）、「修正可決」は 133 件（0.1%）である。そのほか「継続審査・調査」が 405 件（0.3%）、「撤回」が 116 町村（0.1%）、「審議未了」が 55 件（0.1%）である。

また、審議結果で否決（不承認）した議案を種類別で見ると、長提出の条例を否決したのは、157 件（長提出条例のうち 0.5%） 予算を否決したのは 23 件（0.1%） 決算を不承認としたのは 5 件（0.1%） 専決処分（法 179）を不承認したのは 25 件（0.3%）である。（表 54）

表51 付議事件の件数(総件数)

(単位:件)

種別	議案の提出者	条例	予算	決算	専決処分 (法179)	意見書	決議	懲罰	資格決定	会議規則	その他	合計
定例会	町村長	29,719	27,389	7,419	5,525						23,490	93,542
	議員	894				5,056	697	7	206	128	2,057	9,045
臨時会	町村長	3,613	2,978	298	4,525						3,489	14,903
	議員	271				137	202	0	97	59	838	1,604
合計		34,497	30,367	7,717	10,050	5,193	899	7	303	187	29,874	119,094

注) この付議事件には、選挙、請願・陳情は含めない。

表52 付議事件の件数(1議会あたりの平均)

(単位:件)

種別	議案の提出者	条例	予算	決算	専決処分 (法179)	意見書	決議	懲罰	資格決定	会議規則	その他	合計
定例会	町村長	28.5	26.3	7.1	5.3						22.6	89.9
	議員	0.9				4.9	0.7	0.0	0.2	0.1	2.0	8.7
臨時会	町村長	3.5	2.9	0.3	4.3						3.4	14.3
	議員	0.3				0.1	0.2	0.0	0.1	0.1	0.8	1.5
合計		33.1	29.2	7.4	9.7	5.0	0.9	0.0	0.3	0.2	28.7	114.4

注) この付議事件には、選挙、請願・陳情は含めない。

表53 付議事件の審議方法(総件数)

(単位:件)

種 別	提出者	件数	本会議 即 決	委員会付託		
				常任委員会	議会運営委員会	特別委員会
条例	町村長	33,332	23,207	9,014	8	1,103
	議員	1,165	1,092	45	9	19
予算		30,367	19,555	7,090	3	3,719
決算		7,717	2,388	1,808	1	3,520
専決処分(法179)		10,050	9,381	634	0	35
意見書		5,193	4,707	454	30	2
決議		899	841	48	1	9
懲罰		7	5	0	0	2
資格決定		303	297	6	0	0
会議規則		187	178	9	0	0
その他	町村長	26,979	23,507	3,139	3	330
	議員	2,895	2,714	142	16	23
合計		119,094	87,872	22,389	71	8,762

注) この付議事件には、選挙、請願・陳情は含めない。

表54 付議事件の審議結果(総件数)

(単位:件)

種 別	提出者	件数	審議結果					
			原案可決 承認 同意	修正可決	否決 不承認 不同意	継続審査 継続調査	撤回	審議未了 廃案
条例	町村長	33,332	32,939	75	157	79	62	21
	議員	1,165	1,089	4	64	7	0	1
予算		30,367	30,239	34	23	42	22	7
決算		7,717	7,535	1	5	168	0	8
専決処分(法179)		10,050	10,025		25	0		
意見書		5,193	5,008	4	156	14	4	4
決議		899	852	2	40	2	0	3
懲罰		7	7	0	0	0	0	0
資格決定		303	300	0	2	0	1	0
会議規則		187	186	0	1	0	0	0
その他	町村長	26,979	26,849	8	68	21	23	10
	議員	2,895	2,768	5	45	72	4	1
合計		119,094	117,796	133	589	405	116	55

注) この付議事件には、専決処分(法179)、請願・陳情、選挙は含まない。

## 7 専決処分の件数・審議方法・審議結果等(表55~58)

調査期間中において、法第179条に基づき長が行った専決処分の総件数は10,050件であり、その承認を求めたのは、定例会が5,525件、臨時会が4,525件である。

専決処分の総件数10,050件の内訳をみると、「予算」の4,393件(43.7%)が最も多く、次いで、「条例」の3,871件(38.5%)、「その他」の1,646件(16.4%)、「契約」の114件(1.1%)、「決算」の26件(0.3%)の順である。(表55)

専決処分の1議会あたりの平均件数は9.65件である。(表56)

次に、専決処分の審議方法では、10,050件中、「本会議即決」が9,381件(93.3%)とほとんどであり、次いで、「常任委員会付託」が634件(6.3%)、「特別委員会付託」が35件(0.4%)、「議会運営委員会付託」はなかった。(表57)

次に、専決処分の審議結果であるが、10,050件中、「承認」が10,025件(99.8%)であり、「不承認」は25件(0.2%)であった。(表58)

専決処分を行う理由としては、「議会を招集する暇がない」が8,685件(86.4%)と圧倒的に多い。(表59)

なお、平成18年の法改正により、「暇がない」の要件は、「特に緊急を要するた

め議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである」に改められ、要件の明確化が図られている。(調査実施時点では、「暇がない」である。)

表55 専決処分(法179)の件数(総件数)

(単位:件)

本会議種別	条例	予算	決算	契約	その他	合計
定例会	1,811	2,744	21	77	872	5,525
臨時会	2,060	1,649	5	37	774	4,525
合計	3,871	4,393	26	114	1,646	10,050

表56 専決処分(法179)の件数(1議会あたりの平均)

(単位:件)

本会議種別	条例	予算	決算	契約	その他	合計
定例会	1.74	2.64	0.02	0.07	0.84	5.31
臨時会	1.98	1.58	0.00	0.04	0.74	4.35
合計	3.72	4.22	0.02	0.11	1.58	9.65

表57 専決処分(法179)の審議方法(総件数)

(単位:件)

種別	件数	本会議即決	委員会付託		
			常任委員会	議会運営委員会	特別委員会
条例	3,871	3,670	194	0	7
予算	4,393	4,017	362	0	14
決算	26	18	8	0	0
契約	114	104	10	0	0
その他	1,646	1,572	60	0	14
合計	10,050	9,381	634	0	35

表58 専決処分(法179)の審議結果(総件数)

(単位:件)

種別	件数	審議結果		
		承認	不承認	継続審査
条例	3,871	3,868	3	0
予算	4,393	4,377	16	0
決算	26	26	0	0
契約	114	108	6	0
その他	1,646	1,646	0	0
合計	10,050	10,025	25	0



表59 専決処分(法179)の専決理由

(単位:件)

種別	件数	専決理由	
		暇がない	その他
条例	3,871	3,249	622
予算	4,393	3,963	430
決算	26	18	8
契約	114	110	4
その他	1,646	1,345	301
合計	10,050	8,685	1,365

## 8 請願・陳情の件数・審議方法・審議結果等(表60~64)

調査期間中に提出された請願・陳情の全国の総件数は、7,292件であり、うち請願は2,129件、陳情は5,163件である。(表60)

1 議会あたりの請願・陳情の平均件数は、7.0件である。(表61)

次に、審議方法では、まず請願2,129件中「常任委員会付託」が1,648件(77.4%)と最も多く、次いで「本会議即決」の441件(20.7%)が多い。

陳情5,163件では、「常任委員会付託」が3,465件(67.1%)と最も多く、次いで「その他」785件(15.2%)が多い。(表62)

提出された陳情の約8割強は本会議即決や委員会付託するなど請願の例と同様に処理しているが、「その他」の1割弱の中には、審議せずに議長預かりや議員へ参考配布するなどの取り扱いをしている例が多い。

次に、請願・陳情の審議結果をみると、請願2,129件では、「採択」は1,456件(68.4%)であり、「不採択」は346件(16.3%)である。

陳情5,163件では、「採択」が2,743件(53.1%)であり、「不採択」は616件(11.9%)である。陳情では「その他」も910件(17.6%)と多い。(表63)

また、請願の審議後に請願者へ審議結果の通知を行っているのが1,744件(90.5%)であり、陳情については3,617件(76.0%)である。

さらに、採択した請願について法第125条に基づき、その請願の処理の経過及び結果報告の請求を行っているのが113件(7.6%)であり、陳情では、157件(5.5%)である。(表64)

表60 請願・陳情の件数(総件数)

(単位:件)

本会議の種別	請願	陳情	合計
定例会	2,105	5,084	7,189
臨時会	24	79	103
合計	2,129	5,163	7,292

表61 請願・陳情の件数(1議会あたりの平均)

(単位:件)

本会議の種別	請願	陳情	合計
定例会	2.0	4.9	6.9
臨時会	0.0	0.1	0.1
合計	2.0	5.0	7.0

表62 請願・陳情の審議方法(総件数)

(単位:件)

種別	件数	本会議 即決	委員会付託			その他
			常任委員会	議会運営委員会	特別委員会	
請願	2,129	441	1,648	11	18	11
陳情	5,163	763	3,465	133	17	785
合計	7,292	1,204	5,113	144	35	796

表63 請願・陳情の審議結果(総件数)

(単位:件)

種別	件数	審議結果							
		採択	不採択	一部採択	趣旨採択	継続審査	撤回	審議未了 廃案	その他
請願	2,129	1,456	346	14	60	208	10	15	20
陳情	5,163	2,743	616	24	343	420	17	90	910
合計	7,292	4,199	962	38	403	628	27	105	930

表64 請願・陳情の審議後の対応

(単位:件数)

種別	請願者・陳情者への結果通知			採択分の処理報告請求(法125)		
	有	無	合計 (審議を行った請願・陳情総数)	有	無	合計 (採択分の総計)
請願	1,744	184	1,928	113	1,370	1,483
陳情	3,617	1,145	4,762	157	2,703	2,860
合計	5,361	1,329	6,690	270	4,073	4,343

## 9 選挙(表65)

調査期間中における全国の町村議会で行われた選挙は1,600件であり、そのうち「投票」で選挙を行ったのは、665件(41.6%)、「指名推選」による選挙は935件(58.4%)である。

選挙を種類別でみると、「一部事務組合等議会議員」が567件(35.4%)で最も多く、次いで、「副議長」の383件(23.9%)、「議長」の375件(23.4%)、「選挙

管理委員」の138件(8.6%)、「選挙管理委員補充員」の137件(8.6%)の順である。

また、選挙の方法では、議長と副議長の選挙は、指名推選より投票が多く、選挙管理委員や同補充員、一部事務組合等議会議員の選挙は指名推選の方が多い傾向にある。

表65 選挙

(単位:件)

選挙の方法	選挙の種類					合計
	議長	副議長	選挙管理委員	選挙管理委員補充員	一部事務組合等議会議員	
投票	305	285	7	8	60	665
指名推選	70	98	131	129	507	935
合計	375	383	138	137	567	1,600

#### 10 議会への報告(表66)

議会への報告状況は表66のとおりであるが、件数では、「現金出納等の検査結果の報告(法235条の2)」が10,737件(472町村)と最も多く、次いで、「監査委員の監査結果の報告」の4,932件(533町村)、「議員派遣の結果報告」の4,788件(361町村)、「一部事務組合・広域連合等議会の報告」の3,686件(254町村)となっている。

表66 議会への報告

議会への報告の種類	該当町村数 (団体)	件数 (件)
継続費繰越計算書及び継続費精算書の報告 (令145)	186	774
繰越明許費繰越計算書及び事故繰越計算書の報告 (令146、令150)	650	2,570
議会の請求による監査結果の報告 (法98)	25	89
請願(陳情)処理の経過と結果の報告 (法125)	88	729
議会の委任による長の専決処分の報告 (180)	285	3,443
監査委員の監査結果の報告 (法199)	533	4,932
現金出納等の検査結果の報告 (法235の2)	472	10,737
土地開発公社等の法人の経営状況報告 (法243の3)	525	2,958
議員派遣の結果報告	361	4,788
委員派遣の結果報告	186	1,803
一部事務組合・広域連合等議会の報告	254	3,686